



9/15(月)は、敬老の日です。昔と比べて健康寿命が延び、元気なおじいちゃん・おばあちゃんが増えています。敬老といってもしつくりこないかもしれませんが、お祝い事は多ければ多いほど良いものです。一緒に暮らしているよというみなさんも、離れて暮らしているよというみなさんも、おじいちゃん・おばあちゃんに感謝の気持ちを伝えるようにしましょう。

敬老の日



1. 最低賃金

●最低賃金、今年もアップ!

～今年は例年に比べて開始の日が遅め～

→10月からの**最低賃金(地域別)**について、各都道府県の答申が出そろいました。異議申出等なければ、10/1以降順次開始となります。昨年に続き、制度開始以来**最高額**となります。

【最低賃金】(抜粋)

都道府県	新最低賃金(旧)	いつから?
愛知	1.140 (1,077)	10/18
岐阜	1.065 (1,001)	10/18
三重	1.087 (1,023)	11/21
静岡	1.097 (1,034)	11/1
東京	1.226 (1,163)	10/3
神奈川	1.225 (1,162)	10/4
和歌山	1.045 (980)	11/1

※全都道府県の最低賃金(厚生労働省)↓

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/001557056.pdf>

→時給に換算をして、クリアしているかチェックします。例えば**月給者**は「**月給÷月平均所定労働時間**」の計算をして、上記の金額**以上**であれば問題ありません。(※月給から、時間外等割増・精皆手当・家族手当・通勤手当等は除外します)

→パート、正社員等問わず、**すべての従業員**に適用されます。

→加重平均66円アップは、制度開始以来**最高額**の引上げです。

2. 被扶養者

●社会保険の被扶養者(子など)、収入要件変更

～配偶者はこれまで通り130(180)万のまま!～

→税制改正で、特定親族(**19歳以上23歳未満の親族(配偶者除く)**)特別控除が創設されたことを受けて、同年齢の**社会保険の被扶養者**の収入要件も**10月から**変更になります(**令和7年6月号参照**)。収入要件以外の変更はありません。

【19歳以上23歳未満の被扶養者の収入要件】(R7.10.1～)

年収130万未満 ➡ 年収**150万未満**へ

※扶養認定日が属する年の12/31時点の年齢で判定。

R7.12に19歳になる方は、R7の収入要件は130万未満ではなく150万未満に。

※年収150万は所得税の判定時期の1～12月ではなく、これまで通り**今後1年間の見込み額**で判定。

※学生ではなくてもok。

→これまで所得税や社会保険料がかからない収入要件は、所得税は**103万**、社会保険は**130万**と基準となる数字がそれぞれでしたが、19歳以上23歳未満の部分につき初めて同じ数字になった形です。

→**配偶者**のみなさんについて、所得税の壁は103→**160万**に引き上げられましたが社会保険の壁が130万のままなので結局は**130万**が上限になり、働き控えにつながるという声を耳にします。**人手不足**が叫ばれる中、働きたい方が存分に働くことのできるしくみづくりが求められます。

今月のピックアップ



●経営・管理ビザ、厳格化!～R7.10から開始予定～

外国人が日本で起業等する際に必要な在留資格、**経営・管理**について、目的外利用の増加を受け、取得要件が資本金500万以上→**3,000万以上**へ引き上げられたり等厳しくなります。

●マイナンバーカードの電子証明書、有効期限切れで保険証利用不可に!

電子証明書の期限満了日の月末から**3ヶ月**はマケ保険証を利用できますが、その後は利用できません。更新せず満了日の月末から**2ヶ月**経過で、会社へ**資格確認書**が送られます。

□お問い合わせ先□

〒460-0003

名古屋市中区錦2-15-19

アゼット錦ビル5B

中京社会保険労務士法人

電話:052-265-7578



<http://chukyo-sr.jp/>

<http://www.facebook.com/chukyosr>

